

公共事業のアカウントビリティ向上に関する取り組み

1. 経緯

- ・平成11年1月 「コミュニケーション型国土行政の創造に向けて」
（旧建設省）発表
- ・平成11年2月 「公共事業の説明責任（アカウントビリティ）向上行動指針」
（旧建設省）発表
- ・平成12年11月 「対話型行政推進大賞」（旧建設省）発表
- ・平成13年4月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」施行

2. 公共事業のアカウントビリティ向上の取り組み

説明責任の考え方

- ①公共事業を、国民に対してさらに説明性の高いものに改善
- ②わかりやすい情報を積極的に国民に提供し共有する



アカウントビリティ向上の取り組み

- | | | |
|---------------|-----------|---|
| 1) 情報提供の改善 | | インターネットの活用
わかりやすい情報の提供
出前講座 |
| 2) 国民意見の反映 | | 長期計画策定への国民参加
個別事業での住民意見反映
相談窓口の設置 |
| 3) 事業評価の実施 | | 新規採択時評価
再評価
事後評価 |
| 4) 公共調達の不断の改革 | | 入札契約の適正化
公共工事コスト縮減の推進 |



依然として公共工事に対して国民の厳しい視線



懇談会：パブリック・リレーションのあり方に関する提案



公共事業のアカウントビリティ向上に関する提言集の作成と周知
公共事業のアカウントビリティ向上に関する行動指針の改定